

善の誠報難き懸難し取次麻織さぶりの事懸の懸計を懸難し其  
 然りて取次さぶりの懸計は、争議團附り候了り向金券委員の善懸  
 合情、百次正圓、  
 其、懸難懸難會一陸二百百百圓、  
 其、音響人懸難金十圓正圓、  
 其、林業共懸難日餘一十部正圓、四十正百袋金券委員懸計正  
 其、懸書共懸難日餘一十部正圓、四十正百袋金券委員懸計正  
 柴田被懸會懸計正懸計正の事、  
 其、其懸難並懸難手當り了り其の懸計支給せらるる事、其正日  
 其、其懸示せらるる其本懸難の懸困さぶり其夫手柴某懸計了り  
 其、其の懸難を懸難するに至り、其懸難員懸計了り其懸難善の懸思

法人 樹園會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

る所轄若松警察署に於ては四月十一日兩者を招致して調停に努  
 めたところ同日左の條件にて解決せり、而して一方柴田會長外  
 十八名は業務妨害罪として告發せられたのである。

十二、解決條件

- 1、争議主謀者人夫七名を解雇し其他は全部復職せしむること
- 2、要求事項に就ては會社に於て協議の上善處すること
- 3、争議費用の一部補助として金一封を争議團に支給すること